

1 目的

公共施設等総合管理計画は、公共施設等の老朽化に対応するため、今後の人口減少等による公共施設のニーズの変化等を考慮し、長期的な視点をもって、統廃合・長寿命化などの推進、施設の適正な管理を行いながら、財政負担の縮減・平準化を図ることを目的とする。

本市の公共施設の多くは、合併前の各町において整備されてきましたが、それらの施設が老朽化しており、修繕・建替え等に要する費用は、財政に大きな影響を及ぼします。

本市の公共施設等について、効率的かつ効果的な維持修繕の実施による施設の長寿命化や施設保有量の最適化など、保有する公共施設等を適正に維持管理し有効利用を図る取組みを全庁的に推進していくために平成27年4月に本計画を策定しました。

その後、平成25年に策定した公共施設見直し計画が令和元年度で終期を迎え、「公共施設見直し計画」を「公共施設等総合管理計画」に統合する形で令和2年3月に改訂するとともに、個別施設計画編を策定しました。

なお、公共施設等総合管理計画、個別施設計画編ともに令和6年度が終期となっており見直しを行うものです。

2 計画を進めるための基本的な考え

(1) 災害に強く、安心して暮らせるまちづくり

公共施設等は、社会インフラや行政サービス、地域コミュニティの拠点等として市民生活を支えています。加えて災害時には、避難ルートや避難場所等、地域防災の要として市民の生命を守る防災機能も有しています。今後も「災害に強く、安心して暮らせるまちづくり」を推進できるよう、適切かつ的確に、施設の老朽化対策や防災機能の向上を図ります。

(2) 地域生活に活力を生む社会基盤の整備

少子高齢化や人口減少社会が進行する中で、公共施設等を取巻く環境の変化や、市民生活の様々な課題に対応するなど、「地域生活に活力を生む社会基盤整備」を進めていきます。

また、市民が安心して利用できる公共施設等を将来にわたって持続的に提供するため、公共施設等の有効活用と効率的かつ効果的な管理を行います。

(3) 市民ニーズや財政状況等に応じた公共施設の見直し

持続可能な行財政運営を実現するため、施設の在り方については、社会情勢の変化、市民と行政との適正な役割分担、今後の財政状況等を踏まえ、「市が引き続き設置し、サービスを提供し続ける必要があるのか」「効率的・効果的な管理運営方法となっているのか」などの観点から、施設の利用状況、維持管理経費、老朽化の状況等も勘案して見直しを図ります。

3 計画の要旨

- (1) 対象施設 : 市が所有又は管理する全ての公共施設及びインフラその他施設
- (2) 計画期間 : 令和7年度から令和16年度までの10年間
- (3) 課題認識 : 公共施設等の急速な老朽化への対応
: 社会経済情勢等の変化への対応
(今後予想される人口減少、人口構成の変化への対応等)
: 財政負担の軽減・平準化
: 災害への備え
- (4) 実施方針等 : 公共施設・インフラその他施設全体を対象として
「総量抑制と複合化・多機能化推進による保有量の最適化」…施設とサービスの総量の最適化を図る
「長寿命化と新たな社会要請に対する対応」…対処療法型から予防保全型へ転換、耐震化や省エネ等に
対応
「地域活動拠点としての公共施設等の再生」…諸計画の推進で余剰となった施設のリサイクル
「自主財源の積極的な確保」…未利用となった施設の売却・貸付、利用料金の適正化
「安全・安心な施設管理」…高度に危険な建物や周辺環境や治安に悪影響のある場合は除却

4 計画の進め方

(1) 全庁的な検討組織の設置

公共施設の管理においては、全庁的に施設の活用方法を検討する必要があるため、情報を共有し、計画が継続的に進められる体制を整えます。

また、各課等に1人ずつ財産管理担当者を配置することで、施設の方向性及び取組の継続性を担保します。

(2) 施設の要素別分類・評価と計画の実践・検証

施設の今後の在り方を検討するため、施設情報を基に、総合的かつ全庁的な視点から、施設の性質や運営形態に応じた分類を行います。また、日常的な点検や法定点検の実施により、老朽化や機能低下の状況を把握し、必要な対応や必要経費の把握に努めます。その上で、財政面、品質面、サービス面から判断を行い、適切な施設管理を実践し、公共施設の適正管理を推進します。

(3) 住民との情報共有

公共施設等の在り方を検討する際には、地域との情報共有を行い、市民の意見を広く聴くことが重要です。管理手法においても、地域との協働を図るだけでなく、民間事業者からの提案を求めるなど、多角的で柔軟な検討を進めます。

(4) 施設の効率化と民間活力の導入

市民や民間事業者などと行政が連携し、それぞれが有するアイデアやノウハウ、資金等の民間活力を導入することにより、公共サービスの質向上、財政負担の軽減などを図ります。

施設の設置や管理運営にあたっては、現行の指定管理者制度に限らず、課題やニーズ等に応じた公民連携の可能性を検討します。

公共施設等総合管理計画個別施設計画編について

1 目的

個別計画編は、京丹後市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）の目的を実現するために、施設ごとに今後の具体的な対応方針を定めるものです。

2 計画の要旨

- (1) 対象施設 : 主に公用又は公共用に供する建築物及び市民の利用に供する公園、グラウンド及び駐車場を対象とし、道路、橋りょう、管渠等は除くものとします。
なお、すでに個別の管理計画を策定済みである施設（市営住宅、集落排水施設、公共下水道処理施設、水道施設）は当該計画により管理するものとします。
- (2) 計画期間 : 令和7年度から令和16年度までの10年間
計画期間中であっても施設ごとの対応を進めていく中で、必要に応じて見直しを行う。

3 基本的な考え方

社会情勢や財政状況を踏まえ、施設の老朽化状態や公共施設としての必要性などを総合的に判断し、施設の廃止又は存続を決定します。

また、インフラ施設については、一度建設した施設を取り壊して総量を減らすことは難しいため、計画的な予防保全や必要に応じた保全を行い、施設の長寿命化を図り、最大限に活用することを重視します。また、維持管理費を削減するため、現在の設備の性能が必要以上に高くなっていないか、将来の需要予測に対して適切な規模であるかを確認し、施設の規模や配置の見直しや統廃合を検討します。